平成２６年（フ）第３０５号
埼玉県越谷市千間台西２丁目21番地７　メゾンドゥヌーヴォ303
債務者　中村　彰良
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４１号
埼玉県八潮市大字伊草377番地　伊草団地10号棟404号室
債務者　小田島幸子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３１号
埼玉県所沢市元町８番11―301号　クラルテ元町
債務者　富田美奈子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３６２号
埼玉県所沢市西所沢１丁目７番13―201号　煉瓦館115
債務者　吉田　　賢
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３７９号
埼玉県富士見市水谷東２丁目43番１号
債務者　吉田　麻里
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３９４号
埼玉県入間市大字仏子229番地１　フラット83―103
債務者　大窟千枝子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１４３号
静岡県沼津市山王台11番10号　パレプランス302、前住所静岡県沼津市大岡1971番地の７
債務者　木村　　馨
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
静岡県沼津市山王台11番10号　パレプランス302、前住所静岡県沼津市大岡1971番地の７
債務者　木村　淑子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
静岡県裾野市公文名723番地の２　パレススズキ105
債務者　林　絵梨香
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１１７号
静岡県富士市本市場607番地の１　アヴァンセ本市場Ａ―102号、前住所静岡県富士市横割５丁目４番１号　クラッシーＯＮＥ401号
債務者　齊藤　友幸
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１４４号
静岡県富士市横割２丁目７番22号
債務者　大石　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１０６９号
愛知県半田市桐ケ丘４丁目202番地の５　アートヒルズ桐ケ丘北館201号、従前の住所愛知県知多郡武豊町字桜ケ丘１丁目１番地１　キャッスルハイツ武豊桜ケ丘Ⅲ105号
債務者　大平　江利
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１２２号
名古屋市天白区中坪町109番地　平子橋マンション505号
債務者　山田　晃資
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０２号
香川県高松市屋島西町2278番地１　シートピア屋島Ｂ―105
債務者　宮宇地麻衣
1　決定年月日時　平成26年８月19日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１０号
高知市瀬戸１丁目２番78号
債務者　宅間　勵子
1　決定年月日時　平成26年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1096番地
債務者　塩崎和彦こと　塩崎　和彦
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで長崎地方裁判所五島支部

平成２６年（フ）第４２７号
仙台市若林区清水小路５番地の６　エステート五橋1105
債務者　志賀　令子
1　決定年月日時　平成26年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係